

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収については、用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

西都市の令和2年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 356,673 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の		
					地方消費税		
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	2,647	545	2,102	295	
		身体障害者福祉費	14,259	10,674	3,585	503	
		知的障害者福祉費	63,549	32,810	30,739	4,310	
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	129,645	19,563	110,082	15,435	
		障害者自立支援費	866,690	679,319	187,371	26,271	
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,606,881	1,193,322	413,559	57,986	
		児童福祉施設費	212,979	7,494	205,485	28,811	
		児童措置費	793,859	545,119	248,740	34,876	
	生活保護費	生活保護総務費	1,038	0	1,038	145	
		扶助費	531,439	416,514	114,925	16,114	
	小 計		4,222,986	2,905,360	1,317,626	184,746	
	社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	341,313	203,100	138,213	19,379
			老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)	539,388	48,249	491,139	68,863
			後期高齢者医療費	536,161	99,960	436,201	61,160
小 計		1,416,862	351,309	1,065,553	149,402		
保健衛生	保健衛生費	予防費	107,393	5,171	102,222	14,333	
		診療所費	8,030	4,015	4,015	563	
		保健活動費	22,929	775	22,154	3,106	
		健康増進費	34,304	2,048	32,256	4,523	
	小 計		172,656	12,009	160,647	22,525	
合 計		5,812,504	3,268,678	2,543,826	356,673		